



仮処分命令申立書

平成26年9月18日

和歌山地方裁判所民事部保全係 御 中

債権者代理人

弁護士 月 山 純 典



同 (担当) 岸 本 行 正



同 河 合 佑 香



同 北 野 栄 作



同 森 田 拓 哉



同 米 沢 龍 史



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

申立の趣旨

- 1 債務者は、債権者に対し、別紙発言目録にかかる別紙発信者情報目録記載の情報を仮に開示せよ。
- 2 債務者は、別紙発言目録記載の発言の送信を防止せよ。
との裁判を求める。

申立の理由

第1 当事者

- 1 債権者は、和歌山県東牟婁郡那智勝浦町に本店を置くホテル経営・管理を主たる業務とする株式会社であり、今回、名誉毀損投稿がなされたホテル「なぎさや」を経営している。
- 2 債務者は、インターネットサイト「和ネット」(<http://www.wa-net.net/>)の運営者であり、同サイト内で電子掲示板システム「和ネット掲示板」(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/>, 以下「本件掲示板」という)を設置・運営し、そのシステムを管理する者である。

本件掲示板は、いわゆるインターネット掲示板であり、誰でも閲覧または書き込みをすることができる。本件掲示板に書き込まれた情報は、電子通信により送信され、本件掲示板にアクセスする不特定多数の者に受信される。債務者は、本件掲示板のシステムを用いて、本件掲示板に書き込みを行って情報を発信する者と、本件掲示板にアクセスして情報を受信する者との通信を媒介する者である。

また、本件掲示板に書き込みを行う場合、当該投稿のパスワードを入力することとなっており、書き込まれた情報は、本件掲示板の管理者である債務者または当該投稿を行った者しか削除できない。

第2 債権者に対する権利侵害

1 債権者に対する名誉毀損・信用毀損

本件掲示板上には、和歌山県内の地域別にカテゴリが分かれており、債権者の運営するホテルなぎさやが所在する「新宮市・東牟婁郡」のカテゴリがあり、当該カテゴリ内の話題は、新宮市・東牟婁郡地域に関連したものが多い。

当該「新宮市・東牟婁郡」カテゴリ内には、「最近、倒産した・またはしそうな会社」という名称のスレッドが存在する。

(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=1219&sty=1&num=150>)

当該スレッド内において、別紙発言目録記載の発言（以下「本件発言」という）が、氏名不詳者によって投稿され、インターネットを通じて不特定多数人に公開されている。

すなわち、当該スレッドのメッセージ番号565には、「なぎさやホテルも調子悪い。3度目のうわさになるが、経営感覚が、低たらく。小商人とは言え情けない恥ずかしい限り。いつまで持つか、先のない色ボケかな。はやく無くなつてどこか新しい商人がほしい。」との投稿がある。この発言は、なぎさやの経営状況が悪く倒産しそうな会社であるとの事実を摘示して、なぎさやを運営する債権者の社会的評価を低下させるものである。また、なぎさやの経営状態に関する虚偽の風説を流布し、債権者の信用を毀損するものである。

2 違法性阻却事由の存在を窺わせる事情が存在しないこと

本件発言において摘示された事実に関して、それが真実であることを窺わせる事情は全くない。

3 以上より、本件発言により、債権者の名誉及び信用が毀損されたことは明らかである。

第3 保全の必要性

1 債務者の本件発言の削除義務

本件発言は、債権者の名誉を侵害するものであるが、本件発言の削除は管理者である債務者または当該投稿を行った者しかなし得ないため、債務者は、債権者に対し、本件発言を削除すべき条理上の作為義務を負う。

したがって、債権者は、債務者に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律4条1項に基づき、本件発信者情報の開示請求権を有するとともに、人格権に基づき、本件発言を削除するよう請求する権利を有する。

2 発信者情報の開示について

債権者は、本件発言の投稿者に対し、不法行為に基づく損害賠償請求を行う予定であるところ、当該権利の行使のためには、債務者が保有する別紙発信者情報目録記載の情報の開示を受ける必要がある。

3 本案訴訟前に本件仮処分を申し立てる必要性

債権者は、御庁において、債務者に対し、本件発言の削除及び発信者情報（IPアドレス等）開示請求訴訟を提起すべく準備中である。債務者からIPアドレスのみの開示を受けた場合、経由プロバイダに対して発信者情報（発信者の住所・氏名）の開示請求を行う予定である。

しかし、通常、債務者は発信者情報として投稿者のIPアドレスしか保有していないと思われるが、この場合、経由プロバイダにおける発信者情報の保存期間が限られているため、債務者から早急にIPアドレスの開示を受け、その内容から特定される経由プロバイダに対して当該IPアドレス、タイムスタンプ及び携帯電話の個体識別情報等を提示しなければ、発信者の住所・氏名を特定することができなくなる。

また、本件掲示板は、インターネットを通じて不特定多数人がいつでも閲覧可能な状態に置かれており、債権者に対する名誉毀損は現在も継続していると

ころ、早急に債務者による発信防止措置を行わせるべく、保全手続きによる迅速な侵害状態からの回復が不可欠である。

そこで、債権者は、本件仮処分命令の申立てに及んだ次第である。

以上

疎明方 法

- 甲第1号証 インターネットサイト「和ネット掲示板」トップページ
甲第2号証 「和ネット掲示板」管理者情報
甲第3号証 「和ネット掲示板」における「最近倒産した・またはしそうな会社」と題するスレッド
甲第4号証 陳述書

添付書類

- | | |
|---------|------|
| 1 甲号証写し | 各 1通 |
| 2 委任状 | 1通 |
| 3 資格証明書 | 1通 |

当事者目録

〒649-5336 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字湯川 955番地1

債 権 者 株式会社ユーアイホテル
代表者代表取締役 田 邊 豪 一

〒640-8269 和歌山市小松原通一丁目5番地

月山法律事務所（送達場所）

債権者代理人弁護士	月 山 純 典
同	岸 本 行 正
同	河 合 佑 香
同	北 野 栄 作
同	森 田 拓 哉
同	米 沢 龍 史

電 話 073-436-0181

FAX 073-426-0235

〒640-8152 和歌山市十番丁72 カサ・デ まるのうち201

債 务 者 吉 田 益 夫

発信者情報目録

- 1 IPアドレス
- 2 タイムスタンプ
- 3 侵害情報にかかる携帯電話端末またはPHS端末からのインターネット接続
サービス利用者識別符号
- 4 侵害情報にかかるSIMカード識別番号（個体識別番号）

以上

発 言 目 錄

電子掲示板「和ネット掲示板」 (<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/>) 内における、スレッドタイトル「最近倒産した・またはしそうな会社」
(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=1219&sty=1&num=150>)
番号：565、名前：名無しさん、投稿日時：2014年8月1日21時04分
『なぎさやホテルも調子悪い。3度目のうわさになるが、経営感覚が、低たらしく。
小商人とは言え情けない恥ずかしい限り。いつまで持つか、先のない色ボケかな。
はやく無くなつてどこか新しい商人がほしい。』

以上

平成26年(ヨ)第62号 仮処分命令申立事件

債権者 株式会社ユーアイホテル

債務者 吉田益夫



仮処分命令申立書訂正の申立書

平成26年9月22日

和歌山地方裁判所民事部保全係 御 中

債権者代理人

弁護士 月 山 純 典



同(担当) 岸 本 行 正



同 河 合 佑 香



同 北 野 栄 作



同 森 田 拓 哉



同 米 沢 龍 史



頭書事件の申立書について、別紙のとおり訂正します。

申立の趣旨

- 1 債務者は、債権者に対し、別紙発言目録にかかる別紙発信者情報目録記載の情報を仮に開示せよ。
- 2 債務者は、別紙発言目録記載の発言に係る情報を仮に削除せよ。
との裁判を求める。

申立の理由

第1 当事者

- 1 債権者は、和歌山県東牟婁郡那智勝浦町に本店を置くホテル経営・管理を主たる業務とする株式会社であり、今回、名誉毀損投稿がなされたホテル「なぎさや」を経営している。
- 2 債務者は、インターネットサイト「和ネット」(<http://www.wa-net.net/>)の運営者であり、同サイト内で電子掲示板システム「和ネット掲示板」(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/>, 以下「本件掲示板」という)を設置・運営し、そのシステムを管理する者である。

本件掲示板は、いわゆるインターネット掲示板であり、誰でも閲覧または書き込みをすることができる。本件掲示板に書き込まれた情報は、電子通信により送信され、本件掲示板にアクセスする不特定多数の者に受信される。債務者は、本件掲示板のシステムを用いて、本件掲示板に書き込みを行って情報を発信する者と、本件掲示板にアクセスして情報を受信する者との通信を媒介する者である。

また、本件掲示板に書き込みを行う場合、当該投稿のパスワードを入力することとなっており、書き込まれた情報は、本件掲示板の管理者である債務者または当該投稿を行った者しか削除できない。

第2 債権者に対する権利侵害

1 債権者に対する名誉毀損・信用毀損

本件掲示板上には、和歌山県内の地域別にカテゴリが分かれており、債権者の運営するホテルなぎさやが所在する「新宮市・東牟婁郡」のカテゴリがあり、当該カテゴリ内の話題は、新宮市・東牟婁郡地域に関連したものが多い。

当該「新宮市・東牟婁郡」カテゴリ内には、「最近、倒産した・またはしそうな会社」という名称のスレッドが存在する。

(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=1219&sty=1&num=150>)

当該スレッド内において、別紙発言目録記載の発言（以下「本件発言」という）が、氏名不詳者によって投稿され、インターネットを通じて不特定多数人に公開されている。

すなわち、当該スレッドのメッセージ番号565には、「なぎさやホテルも調子悪い。3度目のうわさになるが、経営感覚が、低たらく。小商人とは言え情けない恥ずかしい限り。いつまで持つか、先のない色ボケかな。はやく無くなつてどこか新しい商人がほしい。」との投稿がある。この発言は、なぎさやの経営状況が悪く倒産しそうな会社であるとの事実を摘示して、なぎさやを運営する債権者の社会的評価を低下させるものである。また、なぎさやの経営状態に関する虚偽の風説を流布し、債権者の信用を毀損するものである。

2 違法性阻却事由の存在を窺わせる事情が存在しないこと

本件発言において摘示された事実に関して、それが真実であることを窺わせる事情は全くない。

3 以上より、本件発言により、債権者の名誉及び信用が毀損されたことは明らかである。

第3 保全の必要性

1 債務者の本件発言の削除義務

本件発言は、債権者の名誉を侵害するものであるが、本件発言の削除は管理者である債務者または当該投稿を行った者しかなし得ないため、債務者は、債権者に対し、本件発言を削除すべき条理上の作為義務を負う。

したがって、債権者は、債務者に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律4条1項に基づき、本件発信者情報の開示請求権を有するとともに、人格権に基づき、本件発言を削除するよう請求する権利を有する。

2 発信者情報の開示について

債権者は、本件発言の投稿者に対し、不法行為に基づく損害賠償請求を行う予定であるところ、当該権利の行使のためには、債務者が保有する別紙発信者情報目録記載の情報の開示を受ける必要がある。

3 本案訴訟前に本件仮処分を申し立てる必要性

債権者は、御府において、債務者に対し、本件発言の削除及び発信者情報（ＩＰアドレス等）開示請求訴訟を提起すべく準備中である。債務者からＩＰアドレスのみの開示を受けた場合、経由プロバイダに対して発信者情報（発信者の住所・氏名）の開示請求を行う予定である。

しかし、通常、債務者は発信者情報として投稿者のＩＰアドレスしか保有していないと思われるが、この場合、経由プロバイダにおける発信者情報の保存期間が限られているため、債務者から早急にＩＰアドレスの開示を受け、その内容から特定される経由プロバイダに対して当該ＩＰアドレス、タイムスタンプ及び携帯電話の個体識別情報等を提示しなければ、発信者の住所・氏名を特定することができなくなる。

また、本件掲示板は、インターネットを通じて不特定多数人がいつでも閲覧可能な状態に置かれており、債権者に対する名誉毀損は現在も継続していると

ころ、早急に債務者による発信防止措置を行わせるべく、保全手続きによる迅速な侵害状態からの回復が不可欠である。

そこで、債権者は、本件仮処分命令の申立てに及んだ次第である。

以上